

梅田地下空間避難確保・浸水防止計画

(作成主体:大阪地下街株式会社)

平成18年12月 1日

平成24年 3月 5日 一部改正

平成25年10月17日 一部改正

平成29年 7月26日 一部改正

東 梅 田 地 区

目 次

はじめに 梅田地下空間避難確保・浸水防止計画（東梅田地区）	
策定主旨	1
第1章 外水氾濫対策計画	
第1節 総則	1
第1条 目的	1
第2条 計画の修正	1
第3条 計画の対象範囲	1
(1) ホワイティうめだ接続ビル概略図	1
(2) ホワイティうめだ地下1階・地下2階平面図	1
第3条の2 計画の適用範囲	2
第3条の3 施設名称	2
第3条の4 施設概要	3
ホワイティうめだの施設概要	3
第4条 災害の想定	4
第2節 応急対策計画	5
第5条 計画の趣旨	5
第6条 防災体制	5
(1) 水害対策本部の設置	5
(2) 水害対策本部組織体制表	6
(3) 指揮をとる場所	8
(4) 本部の解散	8
(5) 任務の内容	8
第7条 自衛水防組織の設置	9
第8条 情報収集体制	9
(1) 浸水の危険性の把握	9
(2) 利用状況の把握	10
第9条 情報伝達体制	11
(1) 情報伝達	11
(2) ホワイティうめだ防災センターと接続ビル等との連絡体制	11
(3) 防災機関への通報連絡表	11
第10条 警戒活動	12
(1) 警戒配備体制	12
(2) 警戒活動内容	12
第11条 避難誘導	14

(1) 避難の原則	14
(2) 避難の時期	14
(3) 発令時の行動	14
(4) 避難場所及び避難経路	15
(5) 誘導方法及び留意事項	16
(6) 浸水想定に伴う止水措置	17
(7) 避難誘導員の避難	17
(8) 来街(場)者・従業員等に対する放送及び案内の内容	18

第2章 内水氾濫対策計画

第1節 総則	20
第12条 計画の目的	20
第13条 災害の想定	20
第14条 浸水の想定	21
第2節 応急対策計画	22
第15条 計画の趣旨	22
第16条 情報収集体制	22
第17条 情報伝達体制	22
第18条 警戒活動	23
(1) 警戒配備体制	23
(2) 来街(場)者・従業員等に対する放送及び案内の内容	25
第3節 施設点検計画	26
第19条 施設点検計画	26
(1) 浸水防止施設の現況	26
(2) 浸水防止施設の格納場所及び水防資器材の現況	26
第4節 避難安全対策施設整備計画	27
第20条 避難安全施設整備計画	27
(1) 浸水防止対策	27
(2) 情報収集対策	27
(3) 浸水危険性の周知対策	27
(4) 避難行動の対策	28

第3章 津波対策計画

第1節 総則	29
第21条 計画の目的	29
第22条 災害の想定	29
第2節 応急対策計画	29
第23条 計画の趣旨	29
第24条 防災体制	29
第25条 情報収集体制	29
(1) 地震情報の把握	29
(2) 利用状況の把握	30
第26条 情報伝達体制	31
(1) 情報伝達体制	31
(2) ホワイティうめだ防災センターと接続ビル等との連絡体制	31
(3) 防災機関への通報連絡表	31
第27条 警戒活動	32
(1) 警戒発令	32
(2) 警戒活動内容	32
第28条 避難誘導	32
(1) 避難の原則	32
(2) 避難の時期	32
(3) 発令時の行動	33
(4) 避難場所及び避難経路	33
(5) 避難方法及び留意事項	33
(6) 避難誘導員の避難	33
(7) 来街(場)者・従業員等に対する放送及び案内の内容	34

第4章 防災教育・訓練の計画

第1節 防災教育・訓練の計画	36
第29条 防災教育の計画	36
第29条の2 防災教育・訓練の実施計画	36
第29条の3 防災訓練の実施方法	37
(1) 訓練の内容	37
(2) 訓練シナリオ	37

はじめに 梅田地下空間避難確保・浸水防止計画（東梅田地区）策定主旨

東梅田地区においては、外水氾濫及び内水氾濫による浸水並びに南海トラフ巨大地震の発生による津波来襲が予想される。これらの対策を明確に区分して計画を樹立することが、より実効性を図ることができるとの観点から、淀川の堤防決壊による外水氾濫及び地震による津波に対しては、地下街等利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を中心に、避難誘導を最優先させるための計画を策定することとした。また、集中豪雨による内水浸水に対しては避難の確保をはじめとする止水対策等に資するための計画を策定した。

第1章 外水氾濫対策計画

第1節 総則

（目的）

第1条

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

（計画の修正）

第2条

この計画の修正は、軽微な事項については各ビルの担当者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、第3条の3の各施設について権限を有する者との協議のうえ決定するものとする。

（計画の対象範囲）

第3条

ホワイトィうめだ及びこれに接続するビル並びに地下鉄東梅田駅を包含した東梅田地下空間の範囲とする。

- (1) ホワイトィうめだ接続ビル概略図…………… 別図1
(ホワイトィうめだ住居表示含む)
- (2) ホワイトィうめだ地下1階・地下2階平面図…………… 別図2
(地上連絡口、ビル接続口、地下鉄接続口配置図)

(計画の適用範囲)

第3条の2

この計画は、ホワイティうめだ及びこれに接続するビル並びに地下鉄東梅田駅に勤務又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

(施設名称)

第3条の3

前条の対象となる施設名称は次のとおり。

施設名称	
ホワイティうめだ (大阪地下街株)	ABC-MART 梅田ビル
ヘップファイブ	ヘップナビオ
梅田阪急ビル・阪急百貨店	阪急グランドビル
OS ビル	大阪富国生命ビル
パインラーク梅田ビル (工事中)	曽根崎警察署
ZETTA 清蓮ビル	曽根崎ビル (工事中)
AD ビル梅田	梅田セントラルビル
大阪日興ビル	阪急三番街
メッセージ梅田ビル	コフレ梅田
清和梅田ビル	地下鉄谷町線東梅田駅
新阪急ビル (工事中)	YANMAR FLYING-Y ビル
OIT 梅田タワー	

(施設概要)

第3条の4

ホワイトィうめだの施設概要は次のとおり。

地下街名 項目	ホワイトィうめだ (Ⅰ期)	ホワイトィうめだ (Ⅱ期)	プチシャン	小 計	
着工 (年月日)	昭和 36 年 3 月 3 日	昭和 43 年 7 月 1 日	昭和 48 年 2 月 19 日	—	
竣工 (年月日)	昭和 38 年 11 月 29 日	昭和 45 年 3 月 20 日	昭和 49 年 8 月 28 日	—	
規模 (㎡)	総面積	19,167	8,864	3,305	31,336
	公共通路	6,728	3,324	1,906	11,958
	店舗	8,874	3,457	1,389	13,720
	その他	3,565	2,083	10	5,658
構 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地下 2 階建	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地下 2 階建	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地下 2 階建	—	
標準地盤面より 地下 1 階床面まで	6.7m	7.3m	7.7m	—	
標準土かぶり	平均 2.8m	平均 3.1m	平均 3.4m	—	
地下道幅員	6.0~13.0m	6.0~10.0m	5.0~6.0m	—	
地上連絡口	11 箇所 H28, H30, H40, H41, H49, H51, H58, H60, J2, J3, J4	10 箇所 M1, M2, M5, M6, M9, M10, M13, M14 7-72(工事中), 7-75	4 箇所 H1, H8, H16, 3-31	25 箇所	
付近ビル接続口	18 箇所 OS ビル①, 阪急グランドビル②, HEP ファイブ①, HEP ナビオ④, 富国生命ビル③, 曾根崎警察①, 阪急百貨店①, 梅田アーケード②, 新阪急ビル①, メッセージ梅田ビル①, ZETTA 清蓮ビル①	3 箇所 パインレークビル① (工事中), 曾根崎ビル① (工事中), ADビル①	6 箇所 阪急三番街③, ABC マートビル②, YANMAR FLYING-Y ビル ①	27 箇所	
鉄道施設接続口	3 箇所 地下鉄梅田駅①, 地下 鉄東梅田駅②			3ヶ所	

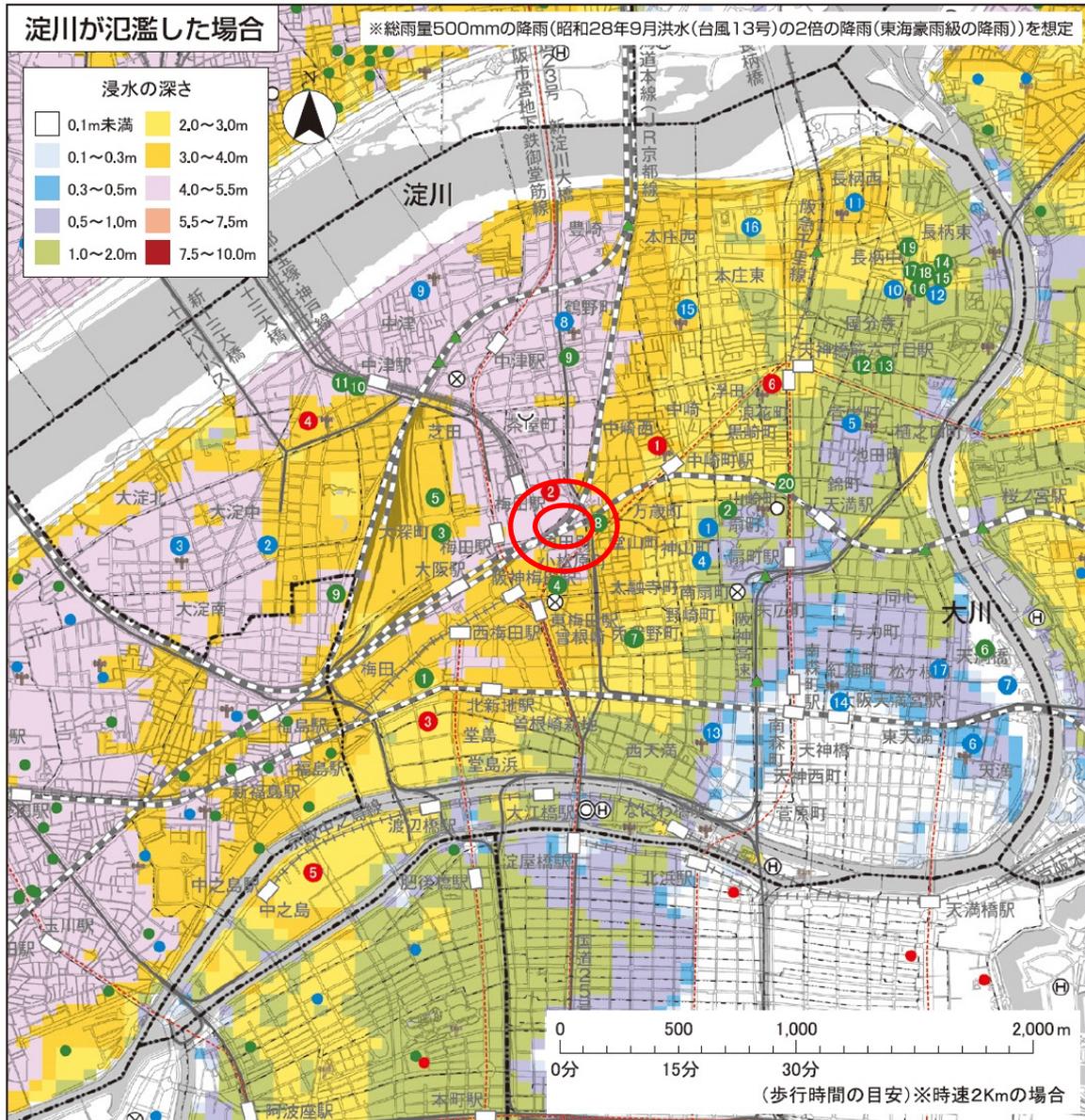
注) 各接続口の○囲み数字は、その接続ビル等との接続箇所数を示す。

(災害の想定)

第4条

本計画で対象とする災害は、淀川の外水氾濫とする。浸水想定については平成14年6月に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が指定・公表した浸水想定区域とする。

浸水想定区域図を次に示す。



◎・・・ホワイトいうめだ位置図

凡例		
● 災害時避難所	⊕ 災害時用ヘリポート	—+—+— JR
● 津波避難ビル	⌘ 防災スピーカー	—+—+— 私鉄
● 災害時避難所・津波避難ビル	▲ アンダーパス	--- 地下鉄
◎ 市役所		□ 駅
○ 区役所・保健福祉センター		— 国道等
⊗ 警察署		--- 区境界線
⌘ 消防署		--- 町境界線

第2節 応急対策計画

(計画の趣旨)

第5条

応急対策計画は、計画の目的及び計画の対象範囲から、ホワイティうめだ（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、接続するビルと一体性を持った計画とする。

(防災体制)

第6条

防災体制は次のとおりとする。

(1) 水害対策本部の設置

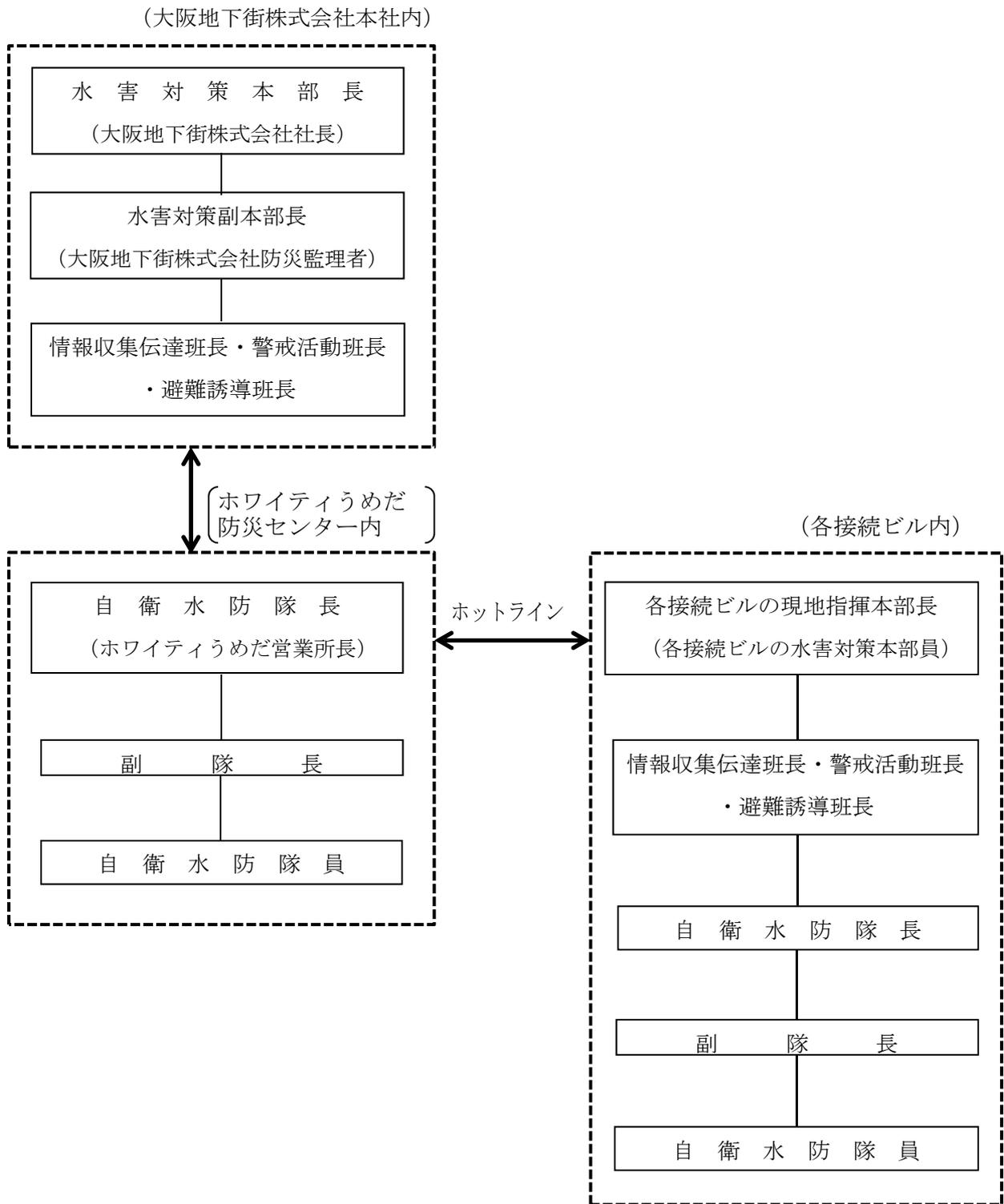
水害対策本部は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成する。

本部長は大阪地下街株式会社社長、副本部長は同防災監理者、本部員、副本部員は各施設の代表者等で構成するが、その編成は東梅田地下総合共同防火管理協議会で確認する。

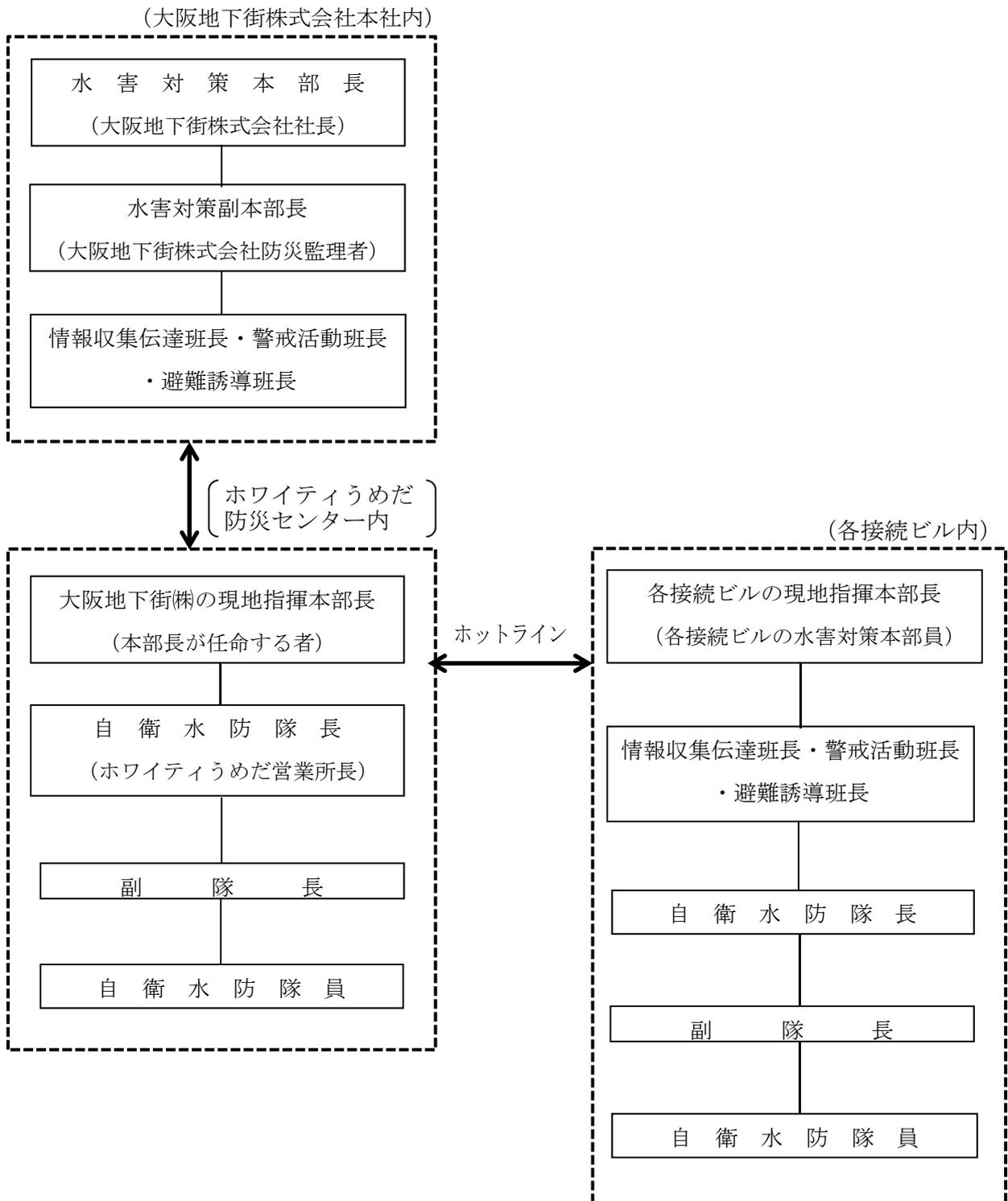
水害対策本部は、第3条の計画対象施設に水害が発生、あるいは発生する恐れがあるとき、又は近畿地方整備局等から水害等に伴う警報が発令された場合並びにその他の状況により必要に応じて水害対策本部構成員で協議し設置する。なお、水害対策本部構成員は次のとおりとする。

水 害 対 策 本 部 構 成 員		
本 部 長	大阪地下街株式会社社長	
副 本 部 長	大阪地下街株式会社防災監理者	
施設名称	本部員	副本部員
ホワイティうめだ (大阪地下街株式会社)	大阪地下街株で選任	大阪地下街株で選任
各接続ビル	各接続ビルで選任	各接続ビルで選任

(2) 水害対策本部組織体制表



大阪地下街株式会社の現地指揮本部長がホワイトィうめだ防災センター内で指揮をとる場合は以下の体制とする。



(3) 指揮をとる場所

本部は、大阪地下街株式会社本社ビル内に設置し、必要に応じて現地指揮本部長を置く。
現地指揮本部長は、原則として防災センター等で指揮をとる。

各接続ビルの現地指揮本部長は、原則として自社ビルの防災センター等で指揮をとる。

(4) 本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたときに、本部を解散する。

(5) 任務の内容

災害対策本部の任務は次のとおりとする。なお、接続ビルにおいては、本水害対策任務表に定めるもののほか、各接続ビルの防災活動計画等に基づき任務を遂行するものとする。

水 害 対 策 本 部 任 務 表	
組 織	任 務
水害対策本部長	情報収集伝達、警戒活動、避難勧告・指示に従う措置等
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
現地指揮本部長	<ul style="list-style-type: none">○ 現地対策の総合指揮○ 現地状況の情報の収集伝達○ 接続ビルとの連携対策○ 応援者などの現地対策
情報収集伝達班 (情報班)	<ul style="list-style-type: none">○ 各種情報収集伝達の拠点○ 気象、洪水情報の収集伝達○ 接続ビル等関連地下街関係者との情報連絡○ 関係機関への情報連絡○ 街内放送による情報連絡○ 報道機関対応、その他広報全般○ 建設会社などへの応援要請の連絡○ 休日、夜間の緊急連絡○ 他の班等への応援連絡
警戒活動班 (防衛班・工作班・ 警戒救助班)	<ul style="list-style-type: none">○ 動員計画（社員の非常呼び出しを含む）○ 被害発生予想箇所の巡回調査○ 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と措置○ 地上施設の点検と措置○ 被害発生箇所の応急措置○ 管理シャッターの開閉の検討
避難誘導班 (避難誘導班)	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者の避難誘導○ 利用者に対する街内放送による避難誘導○ 災害要援護者の介護避難誘導

(自衛水防組織の設置)

第7条

ホワイティうめだの統括防火・防災管理者を自衛水防隊長とし、大阪地下街株式会社防火・防災計画第50条に定める地下街自衛消防隊を運用し、自衛水防組織と定める。そして大阪地下街株式会社と入店者が共同して自衛水防隊を編成する。なお、組織表は別表1とする。

- (1) 統括防火・防災管理者不在のときは、在室上位者がその業務を代行する。
- (2) 営業所等の終業時及び休日等で社員不在時は、委託保安員又は委託技術員の責任者が自衛水防隊長の業務を代行する。
- (3) 自衛水防組織に、班を置く。
 - ア 通報連絡班、防御班、避難誘導班及び警戒救護班を置く。
 - イ 各班の任務は、別表2に掲げる任務とする。
 - ウ 防災センターを自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務者（委託保安員を含む。以下同じ。）及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。
- (4) 自衛水防組織の運用については、自衛消防組織と同様とする。
- (5) 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

(情報収集体制)

第8条

水害対策本部並びに防災センター勤務者は、下記の手法により情報を収集する。

(1) 浸水の危険性の把握

次により随時、気象情報、河川情報、避難状況の情報を把握する。入手した情報は必要に応じて各接続ビルに伝達する。

- ア 水防警報、気象情報及び洪水予報については、大阪市建設局から大阪地下街株式会社（防災センター）に伝達される。なお、淀川の決壊の危険性が高まった場合には、大阪市危機管理室から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が伝達される。
- イ インターネットにより、気象情報の収集に努める。主なものは次のとおり。
 - ・大阪市建設局「大阪市降雨情報」
 - ・大阪府「おおさか防災ネット」
 - ・国土交通省「防災情報提供センター」
 - ・気象庁「防災情報」
 - ・内閣府「防災情報」

- ウ テレビ、ラジオによる気象情報に細心の注意を払い、降雨情報等の収集に努める。
- エ 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。
- オ 停電時は、ラジオ、携帯電話等を活用して情報を収集するものとする。

(2) 利用状況の把握

次により随時、地下街及び隣接ビルの利用状況を把握する。

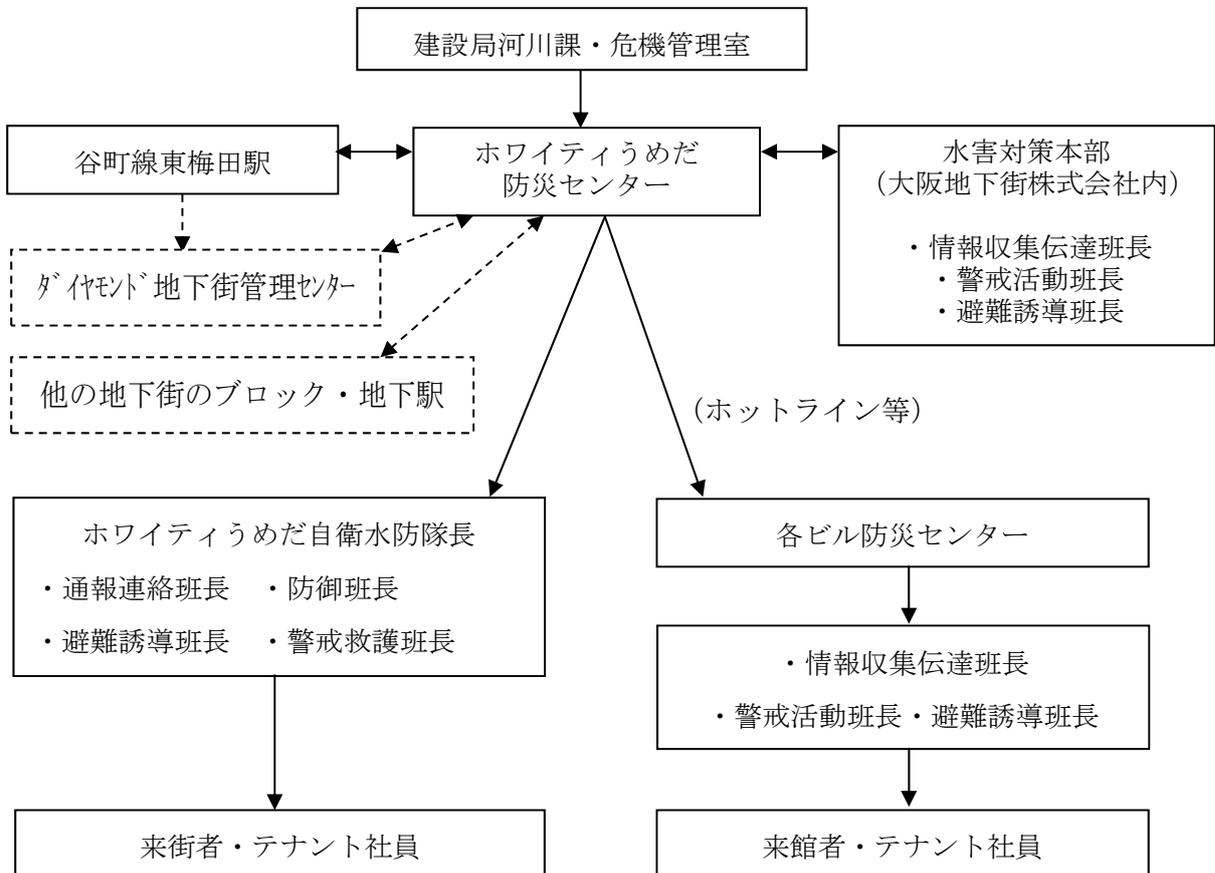
- ア ITV のモニターにより確認する。
- イ 防災センター勤務者による巡回により確認する。

(情報伝達体制)

第9条

情報伝達は、下記に基づき確実に行う。

(1) 情報伝達



(2) ホワイトティウめだ防災センターと接続ビル等との連絡体制・・・別図3

地下空間全体または他の地下街のブロックと情報共有する必要がある場合は、ホワイトティウめだ防災センターが中心となり連絡を行う。東梅田駅は、地下鉄東梅田駅からの避難に関する情報については、ホワイトティウめだ及び大阪駅前ダイヤモンド地下街管理センターに対して情報連絡する。

また、地下鉄梅田駅、阪神梅田駅からの避難者の流入が想定される場合、各駅からホワイトティウめだ防災センターに情報連絡がある。

(3) 防災機関への通報連絡表

・・・別図4

(警戒活動)

第10条

(1) 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の4段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	発 令 時 間	配 備 人 員	
		各接続ビル等	大阪地下街(参考)
非 常 (1号招集)	淀川の堤防決壊により全市にわたり甚大な浸水被害が発生する可能性が高まった場合や、避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合、関係機関に応援要請が必要な場合	それぞれの計画に基づいた 配備人員	社員全員
厳 戒 (2号招集)	大雨特別警報や、避難準備・高齢者等避難開始が発表・発令されるなど、地下空間への水害が発生するおそれがある場合		管理職全員と 社員2分の1
警 戒 (3号招集)	大阪管区气象台から大阪市に大雨警報、洪水警報のいずれかが発表された場合		警備活動上、 特に必要と認 認めた社員
注 意	大阪管区气象台から大阪市に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表された場合		防災センター 勤務者による 警戒

なお、非常体制に移行時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

(2) 警戒活動内容

淀川が破堤した場合、東梅田地域には3メートルから4メートルの浸水被害が想定されることから、非常(1号招集)や厳戒(2号招集)では、来街者等の避難誘導を最優先した活動を実施する。したがって、警戒(3号招集)、注意においては、安全で円滑かつ効率的な避難誘導の準備に重点を置いた活動とする。

このため、各対象施設の代表者は淀川洪水情報の収集に努め、洪水情報が出された場合に、確実に受信・伝達できること、また洪水の状況等を確認して避難誘導情報、避難経路等を、地下空間の利用者、滞在者等に確実に伝達するとともに避難誘導に総力をあげて対処するものとする。

(参考：大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画 (H28.3) の「対策の基本フレーム」に加筆)

状況	警戒活動	1時間後 (避難勧告)	2時間後 2時間後 3時間後	避難誘導	誘導員の避難	避難完了
気象台	0分 淀川の水位上昇 (避難準備情報等) 大雨・洪水警報発表 大雨特別警報発表 洪水予報発表 (1) 氾濫注意情報 (2) 氾濫警戒情報	(3) 氾濫危険情報	氾濫のおそれ (避難指示)	氾濫発生 (北・福島・北花区内)	氾濫流の 来襲	3時間後 大阪駅周辺に 氾濫流到達 (最大5m浸水)
河川管理者 (淀川河川事務所) 水防事務組合等	巡視	巡視			(4) 氾濫発生情報	
大阪市	巡視 避難準備情報 (地下街・地下駅 へ直接伝達)	巡視 避難勧告発令 (地下街・地下駅へ 直接伝達)	巡視、水防活動 避難指示発令 (地下街・地下駅へ直接伝達)			
接続ビル管理者	気象情報の収集 警戒体制 周囲の状況に注意 必要に応じ止水板や 土嚢の設置など	利用者へ避難準備情 報等の周知・地下街 からの退出の呼びかけ ・地下階店舗等の閉店	利用者へ避難指示の周 知・地下からの退出の 呼びかけ	利用者へ避難指示の周知・避難の呼び かけ ・地下街・地下駅管理者との情報共有 ・ビル内滞在者、地上部・地下街・地下 駅からの避難者を3階以上へ避難誘導 ・避難階での災害情報の提供	すべての利用者の 避難完了を確認 し、防止センタ ー職員や駅員等 は接続ビルの3 階以上へ避難	すべての人の避 難完了
地下街管理者	(超大型台風の接近 情報発表の場合) 臨時休業や営業時間 の短縮等の検討	利用者へ避難準備情 報等の周知・地下街 からの退出の呼びかけ ・店舗の閉店	利用者へ避難勧告の周 知・地下からの退出の 呼びかけ	利用者へ避難指示の周知・避難の呼び かけ ・地下街・接続ビル管理者との情報共有 ・利用者を接続ビルへ避難誘導		
地下駅管理者		利用者へ避難準備情 報等や今後の運休予 定の周知	利用者へ避難勧告の周 知・地下からの退出の 呼びかけ ・浸水危険区間の運休予 定等の運行計画の周知	利用者へ避難指示の周知・避難の呼び かけ ・地下街・接続ビル管理者との情報共有 ・地下街と連携して利用者を接続ビルへ 避難誘導		
本計画における 警戒配備体制	3号招集	2号招集	1号招集			

(避難誘導)

第 11 条

避難誘導は次のとおりとする。

(1) 避難の原則

避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、来街者の避難を最優先する。特に身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者に最大限の配慮をする。

(2) 避難の時期

①大雨など各種特別警報または避難準備・高齢者等避難開始情報が発表・発令された場合

- ・地下街・接続ビルは、地下階の店舗の閉店を指示するとともに、利用者に対して、非常放送により特別警報、避難準備・高齢者等避難開始情報を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、災害時要援護者の避難誘導を行う。
- ・地下駅は、利用者に対して特別警報、避難準備・高齢者等避難開始情報を周知し、今後の運休予定や運休可能性、運行計画を周知する。

②避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

- ・地下街・接続ビルは、利用者に対して、非常放送により避難勧告・避難指示（緊急）を周知し、避難誘導を行う。
- ・地下駅は、利用者に対して運休予定等の運行計画を周知するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）を周知し、避難誘導を行う。

③その他、水害対策本部長が必要と認めた場合

- ①、②に準じた対応を行う。

(3) 発令時の行動

担 当	内 容	行 動 内 容
防災センター		<ul style="list-style-type: none">*街内（非常）放送により避難の呼びかけを行う。*エレベーターやエスカレーター停止の呼びかけを行う。*災害状況の周知を図る。
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none">*誘導方法及び留意事項に基づき避難誘導措置を実施する。*避難誘導にあたっては、避難誘導旗を活用する。*避難階段に担当者を配置する。*店舗従業員と連携して、避難誘導にあたる。*現地誘導の指揮を執る。
その他の従業員		<ul style="list-style-type: none">*担当者は火元閉鎖を行う。*自店舗のシャッターを閉める。*避難誘導班の指示に従い活動を行う。

(4) 避難場所及び避難経路

- ア 地下街における避難場所は、地下街に接続するビルの3階以上の階とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する収容避難場所を災害状況に応じて活用する。
- イ 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選定する。

(参考：大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画 (H28.3) の避難誘導)

3-2 避難誘導開始、誘導員等が最終避難するタイミング

【基本的な考え方】

淀川氾濫の危険性がある時は、超大型の台風が接近している場合や大雨特別警報が発表されている場合などが想定されるため、氾濫の危険性が高まる前に、気象情報をもとに臨時休業などの事前措置と合わせて対応する。

超大型台風の接近情報が発表されている場合

- ⇒ 地下街・接続ビルは、臨時休業や営業時間の短縮等の検討
- ・ 鉄道(地下駅)は、運休等の検討

超大型台風の接近に伴い大雨など各種特別警報が発表された時

大雨特別警報が発表された時

淀川の避難準備情報が発令された時

いずれかに該当した時

- ⇒ 地下街・接続ビルは、地下階の店舗の閉店などを行うとともに、利用者へ「特別警報」や「避難準備情報」の周知、地下空間からの退出の呼びかけ
- ・ 地下駅は、利用者へ「特別警報」や「避難準備情報」の周知、今後の運休予定や運休可能性の周知

淀川の避難勧告が発令された時

- ⇒ 地下街・接続ビルは、利用者へ「避難勧告」の周知、地下空間からの退出の呼びかけ
- ・ 鉄道は地下への浸水のおそれがある区間における運休予定等の運行計画を周知するとともに、地下駅利用者へ「避難勧告」の周知、地下空間からの退出の呼びかけ

淀川の避難指示が発令された時

- ⇒ 地下街・地下駅・接続ビルは、地下空間に残っている利用者へ「避難指示」の周知、避難誘導
- 〔避難時間：最短の場合1時間〕

淀川の氾濫発生情報が発表された時

- ⇒ 避難誘導員等は最終避難(目安) 〔避難時間：最短の場合30分以下〕

※鉄道の運休等については、台風の進路や勢力、雨量の予想を参考に、他路線や他区間との関係も考慮して、鉄道事業者において個別に判断することとなる。なお、鉄道においては、台風接近が事前に予測される場合は、地下街や接続ビルが早期に閉鎖される可能性に留意する。

※管理する地下街の避難が完了した場合でも、隣接する地下街から避難者が進入する可能性があるため、全地下街が避難完了するまで、あるいは、従業員等の最終避難のタイミングまでは、現地において隣接する地下街からの避難者に備えることとする。

※今後、「大阪大規模都市水害対策検討会」(事務局：国土交通省近畿地方整備局)におけるタイムライン(防災行動計画)の検討と整合を図ることとする。

(5) 誘導方法及び留意事項

- ア 避難誘導班は、安全な階段へ、地下街等滞在者を避難誘導するとともに地下街に入ろうとする者を規制する。また、避難が完全に終了しているかの探索を行い逃げ遅れたものの有無を確認する。
- イ 地下街等滞在者を最短距離の階段利用により安全な場所に誘導する。
- ウ 避難誘導の際には、放送設備、拡声器等を用いて避難の要領や方向を指示し、混乱発生防止に努める。
- エ 停電時に避難経路を確保する必要がある場合は、照明器具、誘導ロープ等資器材を有効に活用する。
- オ 立ち入り制限は次の要領により措置する。
 - (ア) 地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げ、必ず社員等を配置する。
 - (イ) 地下街等通路部分については、迂回通路を考慮してロープ等を張り社員・入店者等を配置し、迂回路を知らせる。
 - (ウ) 必要に応じて地下街に接続するビルとの取り合いシャッターを閉鎖し通行人の進入を禁止する。
- カ 避難誘導の一般的留意事項
 - (ア) 誘導員は毅然たる態度で、誘導経路および避難場所を明確に指示すること。
 - (イ) 誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにすること。
 - (ウ) 避難誘導の際は、地下空間滞在者の協力も得ること。
 - (エ) 地下空間滞在者を決して走らせないこと。

キ 災害要援護者への留意事項

身体に障害をもった人や傷病人及び老人、子供又は日本語の理解が十分でない外国人や地理に詳しくない旅行者などの災害要援護者の避難誘導にあたっては、より一層の配慮が必要である。特に街内（非常）放送では避難情報の伝達ができない聴覚に障害を持っている人への配慮が必要となる。

地下空間における浸水時の災害要援護者の安全確保には、避難誘導担当者が引率して安全に避難場所まで誘導する方法が有効である。地下空間の浸水時においては、エレベーター等の電気施設は停電の恐れがあるため使用できないことから、災害時要援護者だけの避難行動は、大変困難な場合が多いことに留意する必要がある。

(6) 避難誘導員の避難

避難誘導に携わる全ての担当者は、全地下街滞在者等の避難完了に向けて全力を尽くすこととするが、避難指示（緊急）が発令されてから最短 1 時間、氾濫発生情報が発表されてから最短 30 分以下で氾濫流が到達することを目安として、自らも接続ビルの 3 階以上に避難する。

(7) 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●大雨など各種特別警報または避難準備・高齢者等避難開始情報発令時

内	容
	<p>* 「こちらはホワイトィうめだ防災センターです。」</p> <p>台風○号による集中豪雨のため淀川の水位が、上昇する見込みとなり、本日○○時○○分、気象台から大雨特別警報、大阪市から梅田地区全域に避難準備・高齢者等避難開始情報が出されました。これにより地下街の全店舗は閉店となりますので、地下街利用者の方々は地下街から退出してください。特に高齢の方や避難にあたり援護を要する方は、警備員の誘導により避難を開始してください。避難にあたり援護を要する方を見かけた方はお近くの警備員にご連絡をお願いします。</p> <p>各店舗従業員は、自店舗の火の元を確認し、シャッターを閉め、閉店してください。繰返し、お知らせします。</p>

●避難勧告または避難指示（緊急）発令時

内	容
	<p>* 「こちらはホワイトィうめだ防災センターです。」</p> <p>台風○号による集中豪雨のため淀川が氾濫する危険があり、本日○○時○○分、気象台から大雨特別警報、大阪市から梅田地区全域に「避難勧告（緊急避難指示）」が出されました。</p> <p>警備員の指示に従い、直ちに地下街から避難していただくようお願いします。</p> <p>各店舗従業員は、直ちにお客様の避難誘導にあたって下さい。</p> <p>繰返し、お知らせします。</p>
	<p>* 避難に際しては、エレベーター・エスカレーターは停止しておりますので、階段により避難してください。</p>
	<p>* 避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの警備員にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は、避難についてご支援、ご協力をお願いします。</p>
	<p>* 現在地上外部は大変危険となっていますので、お近くの地下街接続ビルの3階以上の階へ直接避難してください。</p>

現地案内例

内	容
	※避難先は地下街へ接続するビルの3階以上となっております。大変危険ですのでゆっくりと〇〇階段へお進みください。
	※現在地上外部は大変危険となっておりますので〇〇階段より地下街接続ビルの3階以上の階へ直接避難してください。
	※エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
	※避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

第2章 内水氾濫対策計画

第1節 総則

(計画の目的)

第12条

この計画は集中豪雨等による内水氾濫に対する必要な措置に関する計画を作成し地下街等利用者等の内水浸水時における避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とする。

なお、本計画に記載の無いもので必要な項目については、外水氾濫対策計画の各項目を準用するほか、東梅田地区総合共同防火・防災管理協議会が作成した水防活動マニュアルの定めるところによる。

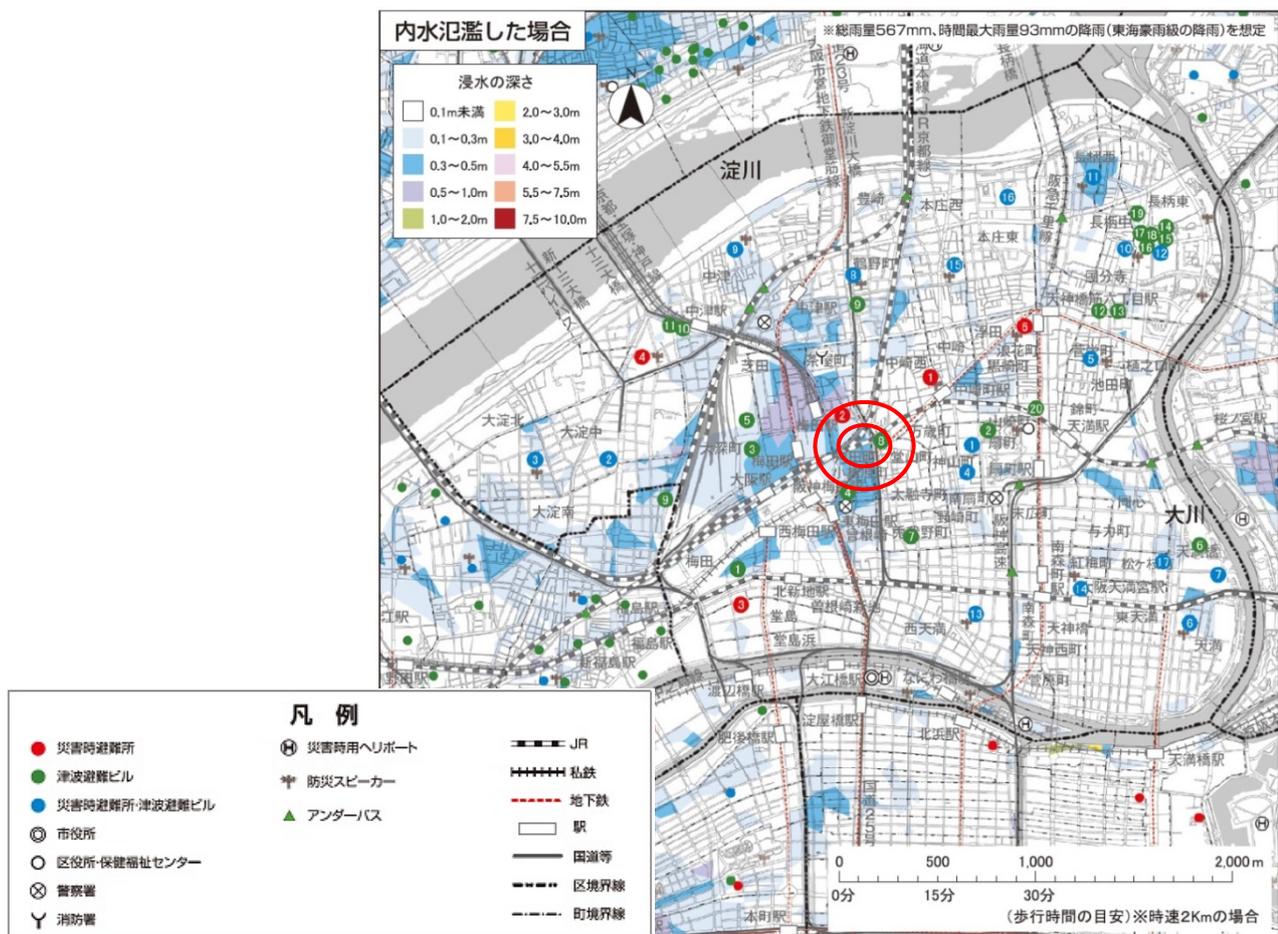
(災害の想定)

第13条

本計画で対象とする災害は、集中豪雨等による内水氾濫とする。

内水浸水想定区域図を次に示す。

(内水浸水想定区域図)



◎・・・ホワイトイウめだ位置図

(浸水の想定)

第 14 条

ホワイトティウめだ及び接続ビルにかかる浸水想定については次のとおり。

東海豪雨級^{※1}の降雨時、及び集中豪雨時（100mm/h×2h、150mm/h×1h）^{※2}の浸水危険出入口

・・・・・・・・別図 5

※1 東海豪雨の概要

平成 12 年 9 月 11 日から 12 日にかけて、愛知、三重、岐阜県の東海地方を中心に降った記録的な大雨を示す。時間最大雨量：93mm/h、総降雨量（2 日間）：567mm

大阪市の「大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画（H28.3）」における浸水シミュレーションの前提となっている。集中豪雨に比べて総降雨量が非常に多いという特徴がある。

※2 集中豪雨（100mm/h×2h、150mm/h×1h）の概要

平成 17 年 9 月 4 日の東京都杉並豪雨、平成 18 年 8 月 22 日の大阪府豊中豪雨の実績を基に 100mm/h の降雨が 2 時間継続する場合、150mm/h の降雨が 1 時間継続する場合の 2 ケースについてシミュレーションを実施した。東海豪雨と比べて、総雨量は少ないが短時間に降雨の集中が発生する。

第2節 応急対策計画

(計画の趣旨)

第15条

応急対策計画は、計画の目的及び計画の対象範囲から、ホワイティうめだ（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、接続ビルと一体性を持った計画とする。

(情報収集体制)

第16条

集中豪雨の発生は予測しにくいため、気象庁の警報、注意報の発表に関わらず、特に雨季においては準備を怠らないこととする。東梅田地区の降雨状況は大阪富国生命ビル屋上に設置した雨量計の示す雨量情報に特に注意を払う。

(情報伝達体制)

第17条

来街者やビル利用者の避難誘導のために、集中豪雨時の各出入口の浸水状況（浸水防止施設の設置を含む）について、ホワイティうめだ及び接続ビル間で情報を共有する。また、ホワイティうめだ防災センター勤務者は、隣接する地下街の管理センターにも情報を提供する。

(警戒活動)

第 18 条

警戒活動は次のとおりとする。

(1) 警戒配備体制

地下街等への浸水を防止するため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の4段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	発 令 時 間	配 備 人 員	
		各接続ビル等	大阪地下街 (参考)
非 常 (1号招集)	地下空間への大規模な浸水が発生した場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	社員全員
厳 戒 (2号招集)	大雨特別警報や、避難準備・高齢者等避難開始が発表されるなど、地下空間への水害が発生するおそれがある場合		管理職全員と社員2分の1
警 戒 (3号招集)	大阪管区气象台から大阪市に大雨警報、洪水警報のいずれかが発表された場合		警備活動上、特に必要と認めた社員
注 意	大阪管区气象台から大阪市に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表された場合		防災センター勤務者による警戒

なお、非常体制に移行時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

警 戒 活 動 内 容		
体制	大阪地下街（本部）の対応	接続ビルの対応
非常	<ul style="list-style-type: none"> ・組織全体で対応し、避難誘導の万全を期する。 ・街内の重要な設備室入口に止水板を設置する。 ・営業時間中に非常体制が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各ビルと協力し、避難誘導の万全を期する。 ・営業時間中に非常体制が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。
厳戒	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防一般隊（テナント社員）と一致協力して、浸水危険の高まった出入口に土嚢や止水板を設置するとともに資器材を活用し、水防作業に当たる。 ・ホワイティうめだ（防災センター）より接続ビルへ水防作業に当たるようホットライン等で連絡する。 ・各浸水箇所の水防作業に当たる責任者は、浸水状況、水防作業状況、作業人員等について自衛水防隊長に報告する。 ・主要な出入口に随時監視員を配置し道路側溝の流水状況等を監視し、その状況を随時水害対策本部に報告する。 ・街内の重要な設備室への浸水防止に努める。 ・来街者には、非常放送等により安全な一時避難場所への避難を指示する。 ・2号招集社員と連携して任務を遂行する。 ・営業時間中に非常体制が発令された場合は、営業継続の可否について判断を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防作業について、各テナント社員に対しても協力を要請する。 ・浸水（漏水）の恐れのあるテナントはホワイティうめだ防災センターに応援要請を行う。 ・各接続ビルの計画に基づき利用者の避難誘導を行う。 ・夜間、休日にあつては、非常招集により必要な人員を確保する。 ・営業時間中に非常体制が発令された場合は、営業継続の可否について判断を行う。
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイティうめだ（防災センター）が中心となり資器材の点検を行うとともに浸水が予想される箇所の監視等の対応を図る。監視中に浸水の危険性が高まった場合は、土嚢、止水板等の設置を行う。 ・接続ビルにホットライン等で連絡を行う。 ・各接続ビルからの情報収集活動を適宜必要に応じて実施する。 ・地上部に設置している監視カメラのモニター画面で道路冠水、降雨状況等について情報収集する。 ・排水ポンプの点検を行い、機能保持に努める。 ・街内の重要な設備室への浸水防止に努める。 ・本社施設部と連携し任務を遂行する。 ・3号招集社員と連携し任務を遂行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資器材の点検を行うとともに浸水が予想される箇所の監視等の対応を図る。監視中に浸水の危険性が高まった場合は、土嚢、止水板等の設置を行い、ホワイティうめだ（防災センター）に連絡を行う。 ・夜間、休日は、直ちに関係者に連絡をする。
注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイティうめだ（防災センター）で監視カメラ、巡回等により情報収集を行うとともに資器材の点検準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜ホワイティうめだ（防災センター）に情報連絡を行う。 ・水防資器材の点検準備を行う。

注) 水害の状況等により、即、警戒、厳戒又は非常の体制を発令することがある。

(2) 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

内	容
	<p>* 「こちらはホワイティうめだ防災センターです。」</p> <p>現在、ホワイティうめだ周辺の地上部で集中豪雨が発生しております。（台風〇〇号の影響により、ホワイティうめだの周辺道路の水かさが増しております。）</p> <p>今後の降雨状況にご注意ください。</p> <p>* 「こちらはホワイティうめだ防災センターです。</p> <p>現在、ホワイティうめだ周辺の地上部で集中豪雨が発生しているため、〇〇出入口に止水板を設置いたしました。よって、〇〇出入口は通行止めとなっておりますのでご注意ください。また今後の降雨状況にご注意ください。</p> <p>* 「こちらはホワイティうめだ防災センターです。</p> <p>現在、ホワイティうめだ周辺における集中豪雨により、地下街の〇〇付近の出入口から雨水が地下街に流入しています。</p> <p>係員の指示する方向から接続ビルの1階以上に避難してください。</p> <p>繰返し、お知らせします。</p>
	<p>* 避難に際しては、エレベーター・エスカレーターは停止しておりますので、階段により避難してください。</p>
	<p>* 避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの警備員にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は、避難についてご支援、ご協力をお願いします。</p>

現地案内例

内	容
	<p>* 避難先は地下街へ接続するビルの1階以上となっております。大変危険ですのでゆっくりと〇〇階段へお進みください。</p>
	<p>* 現在地上外部は道路浸水しており、大変危険となっておりますので〇〇階段より地下街接続ビルの1階以上の階へ直接避難してください。</p>
	<p>* エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。</p>
	<p>* 避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。</p>

第3節 施設点検計画

(施設点検計画)

第19条

防災センター勤務者及び警戒活動班は、突然の集中豪雨に速やかに対応するため、各出入口の浸水防止施設、水防資器材の位置や構造、状態を常に把握、点検しておく。

(1) 浸水防止施設の現況

ア ホワイティうめだの浸水防止施設

(ア) 地上出入口には、ハンドル起上式水防扉、横引き式水防扉、観音開き式水防扉、改良型組立式水防扉、組立式水防扉、パネル差込み式水防扉、炭素シート式水防扉の合計20施設を有している。

(ホワイティうめだ地上部浸水防止施設・・・・・・・・別図6)

(イ) 地下2階設備室には、電気設備、空調設備、給排水・ガス設備、消防・防災設備が設置されている。このためこれら設備の保全と地下2階への浸水防止を図るため、19ヶ所に街内水防扉の設備を有している。

イ 接続ビルの浸水防止施設

接続ビルの浸水防止施設としては、組立式水防扉、スライド式水防扉、パネル差込み式水防扉、ハンドル式水防扉、土嚢を有している。

(2) 浸水防止施設の格納場所及び水防資器材の現況

止水板及び部品・工具（懐中電灯・携帯用拡声器・無線機・土嚢等）の格納場所並びに水防資器材の現況を防災センターなどに掲示し、施設点検及び浸水対策に活用する。

第4節 避難安全対策施設整備計画

(避難安全施設整備計画)

第20条

対象施設の各出入口については、少なくとも内水氾濫による浸水を防止するための止水板等の施設を整備する。

(1) 浸水防止対策

ア 現状

第3節に記載した浸水防止施設の現況のとおり。

イ 課題

(ア) 取り付け容易な止水施設への整備更新

(イ) 夜間等に無人あるいは人員が不足するところの止水対策

(2) 情報収集対策

ア 現状

現状では、泉の広場地上に ITV カメラが設置されており、防災センター内のモニターで地上監視が可能となっている。その他、比較的浸水危険性の高い H-16 出入口に IP カメラが設置されており、道路冠水状況の把握が可能となっている。

また、大阪富国生命ビル屋上に雨量計が設置されており、10 分間の雨量の把握が可能となっている。

イ 課題

ホワイトティウめだにおける情報収集は 1 方面の地上監視の他は巡回により実施している。このため今後、地上監視カメラの増設又は浸水センサーの設置など機械監視システムの導入可否を含めて検討する必要がある。

(3) 浸水危険性の周知対策

ア 現状

ホワイトティウめだ施設内において、東海豪雨級の大雨時に浸水危険のある出入口、及び、100mm/h × 2h 及び 150mm/h × 1h の降雨シミュレーション結果において、降り始めから浸水までの時間的余裕がない出入口を別図 5 に記載し、接続ビルとの情報の共有を図っている。

イ 課題

今後とも多角的な視点に立っての周知対策が必要

(4) 避難行動の対策

ア 現状

避難場所は、接続ビルの1階以上を原則とする。

地下街へ入った水がどのように移動するかを推定すると、センターモール付近の床面の高さを基準にすれば、泉の広場は約100cm低く、プチシャンは約200cm低いとされている。このため侵入水は、泉の広場、プチシャン方向へ向かうことが予想される。したがって、原則として泉の広場、プチシャン方向へは誘導しない。

イ 課題

外水氾濫については、災害対策基本法第60条に基づき大阪市長から東梅田地域に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された時点で避難措置を実行することとなるため、この勧告・指示等がどの時点で発令されるかが非常に重要となる。一方で、内水氾濫については、地下街への浸水が始まった時点など、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する必要があることに留意する。

第3章 津波対策計画

第1節 総則

(計画の目的)

第21条

この計画は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、東梅田周辺地区に津波が来襲することが予想されることから、地下街等の利用者が津波到達までに円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第22条

本計画で対象とする災害は、大阪市に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震の南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波避難に重点を置いた対策とする。

第2節 応急対策計画

(計画の趣旨)

第23条

応急対策計画は、ホワイティうめだ（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、接続するビルと一体性を持った計画とする。

(防災体制)

第24条

外水氾濫に準ずるが、地震・津波の発生は台風・洪水に比べて予測が困難であることから、事前に万全な防災体制を整えることができないと想定される。特に夜間・休日など体制が十分でない時に地震・津波が発生することも考えられるため、地下街（接続ビル等を含む）で従事する全ての社員、委託事業者、テナント従業員は日頃から万一の場合に備えておくことが必要である。

(情報収集体制)

第25条

地震発生と同時に防災センター勤務者は、情報を収集する。

(1) 地震情報の把握

ア テレビやラジオ及びインターネット等により地震情報、津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さ等）に関する情報の収集に努めるとともに、各ビル防災センターに情報の伝達を行うものとする。

- ・大阪府おおさか防災ネット
- ・国土交通省防災情報提供センター
- ・気象庁「防災情報」

イ 大阪市危機管理室から関係情報が伝達されるので、内容を確認し、情報伝達を行うものとする。

(2) 利用状況の把握

次により随時、地下街及び隣接ビルの利用状況を把握する。

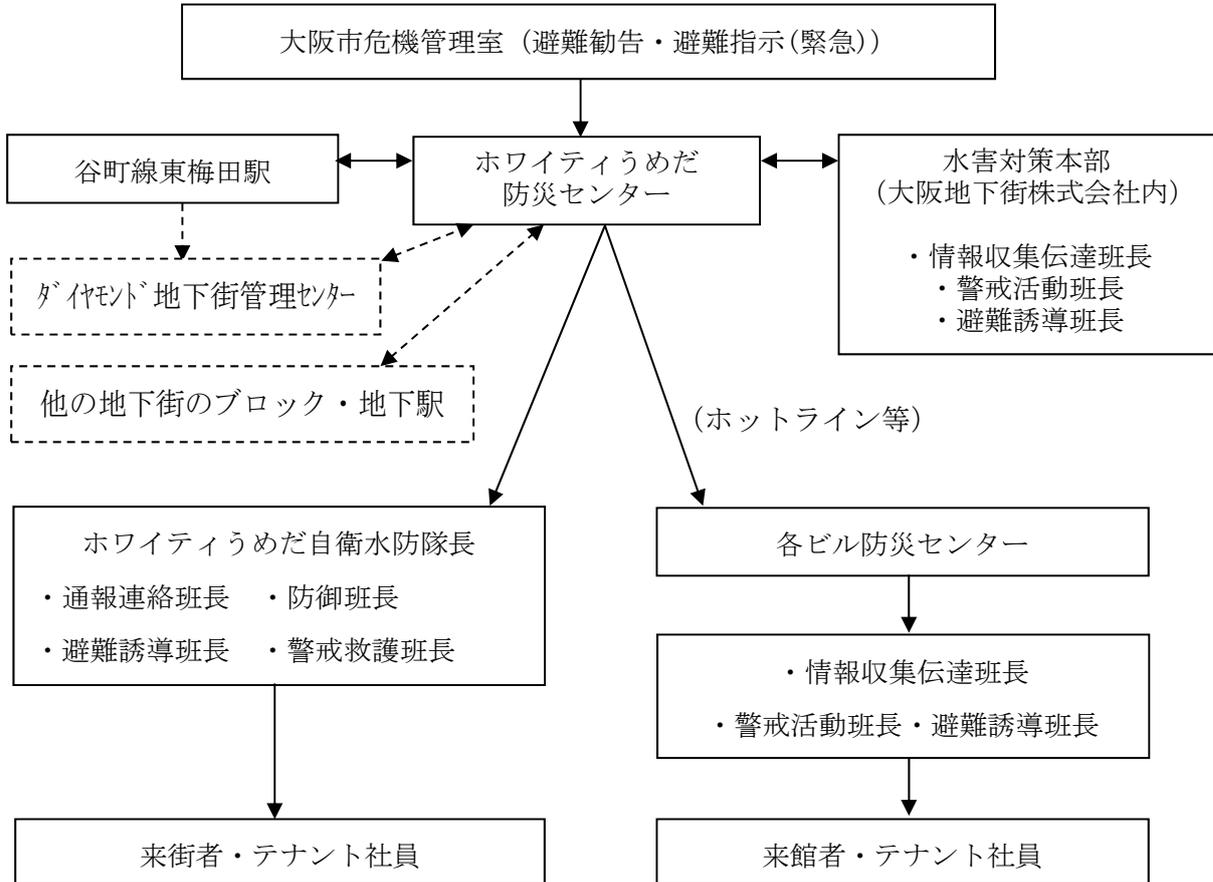
- ア I T Vのモニターにより確認する。
- イ 防災センター勤務者による巡回により確認する。

(情報伝達体制)

第 26 条

情報収集伝達は、下記に基づき確実に行う。

(1) 情報伝達体制



(2) Hoyatei-umeda Disaster Center and connected buildings etc. communication system . . . Figure 3

External water overflow countermeasure plan to be followed.

(3) Notification and contact table to disaster agencies

. . . Figure 4

External water overflow countermeasure plan to be followed.

(警戒活動)

第27条

(1) 警戒発令

地下街における避難確保計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の2段階とする。

警 戒 発 令 表			
体 制	発 令 時 間	招 集 人 員	
		各接続ビル等	大阪地下街(参考)
非 常 (1号招集)	気象庁から大阪府域に「大津波警報」又は「津波警報」が発表されて、大阪市域に「避難指示(緊急)」が発令された場合	それぞれの計画に基づいた 配備人員	社員全員
厳 戒 (2号招集)	気象庁から大阪府域に「津波警報」が発表されて、大阪市域に「避難指示(緊急)」の発令がない場合		管理職全員と社員の1/2
注 意	気象庁から大阪府域に「津波注意報」が発表された場合		防災センター勤務者による警戒

なお、避難開始時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

(2) 警戒活動内容

警戒活動については、来街者等の避難誘導を最優先した警戒活動を実施する。

従って、非常体制においては速やかに来街者の避難誘導を行う。

このため地震・津波情報の収集に努め、避難誘導情報、避難経路等を来街者等に確実に伝達するとともに避難誘導に全力をあげて対処するものとする。

(避難誘導)

第28条

避難誘導は、次のとおりとする。

(1) 避難の原則

外水氾濫対策計画に準ずる。

(2) 避難の時期

気象庁から大津波警報又は津波警報が発表された場合

(3) 発令時の行動

外水氾濫対策計画に準ずる。

(4) 避難場所及び避難経路

- ア 地下街における避難場所は、地下街に接続する2階以上の階と浸水想定区域外である東側の地域への避難誘導を組み合わせる。（下図参照）
- イ 要援護者の避難においては、地下街に接続する2階以上の階に優先的に誘導する。
- ウ 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選択する。

(参考：大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画 (H28.3))



(5) 避難方法及び留意事項

外水氾濫対策計画に準ずる。

(6) 避難誘導員の避難

避難誘導に携わる全ての担当者は、地下街滞在者全員の避難完了に向けて全力を尽くすこととするが、地震発生から2時間後（津波到達まであと30分）を目安として、自らの最終避難を行う。ただし、津波到達時間は震源地や地震の規模で変化することから、气象台等からの情報に十分留意する必要がある。

(7) 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

内	容
	<p>*こちらはホワイトィうめだ防災センターです。</p> <p>南海トラフ巨大地震が発生し、大津波警報が発表され、大阪市から上町台地西側に避難勧告・緊急避難指示が出されました。地下街利用者の方々は、警備員の誘導により避難を開始してください。避難にあたり援護を要する方を見かけられた方は、お近くの警備員にご連絡をお願いします。</p> <p>繰り返し、お知らせします・・・</p>
	<p>*こちらはホワイトィうめだ防災センターです。</p> <p>大津波警報が発表され、本日〇〇時〇〇分、大阪市から上町台地西側に避難指示が出されました。警備員の指示に従い直ちに地下街から避難していただくようお願いします。各店舗は直ちにお客様の避難誘導にあたりとともに速やかに閉店してください。</p> <p>繰り返し、お知らせします・・・</p>
	<p>*こちらはホワイトィうめだ防災センターです。</p> <p>避難誘導を終了した自衛水防隊及び店舗の方々は、店舗の火の元を今一度確認し、店舗シャッターを閉鎖後、お近くの地下街接続ビルの2階以上の階に避難してください。</p> <p>繰り返し、お知らせします・・・</p>
	<p>*こちらはホワイトィうめだ防災センターです。</p> <p>避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方を見かけた方は、お近くの警備員にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は、避難についてご支援、ご協力をお願いします。お近くの地下街接続ビルの2階以上の階に直接避難してください。</p> <p>繰り返し、お知らせします・・・</p>

現地案内例

内	容
	※避難先は地下街へ接続するビルの2階以上となっております。大変危険ですのでゆっくりと〇〇階段へお進みください。
	※現在地上外部は、大変危険となっておりますので〇〇階段より地下街接続ビルの2階以上の階へ直接避難してください。
	※エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
	※避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

第4章 防災教育・訓練の計画

第1節 防災教育・訓練の計画

(防災教育の計画)

第29条

地下空間施設を管理する社員や地下空間施設で従事するテナント従業員等が平素から備えるべきこと、関係機関が分担・協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 避難確保・浸水防止計画の周知徹底
- (2) 浸水予防の周知徹底
- (3) 防災体制の周知徹底
- (4) 水害等に関する事項の周知徹底
- (5) その他の防災管理上必要な事項

(防災教育・訓練の実施計画)

第29条の2

自衛水防組織の充実を図るため、防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練計画		
区 分	実施回数	実 施 要 領 等
防火・防災管理業務に従事する者	1回/年以上	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究会、講習会を行う。
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (図上訓練)	1回/年以上	配布資料による図上訓練を行い、実地訓練の準備を行う。
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (実地訓練)	1回/年以上	図上訓練の教育内容に基づき実地における訓練を実施する。

(防災訓練の実施方法)

第29条の3

防災訓練の実施方法は次による。

(1) 訓練の内容

地下空間浸水防止対策を重点としての訓練を次により行う。

図上訓練は、参加者がテーブルに広げられた地図を囲み地下空間が浸水したと想定し、水防に対する意見や問題点を抽出し討議する。

実地訓練は、実際の災害を想定した訓練とし、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

(2) 訓練シナリオ

ア 図上訓練

大阪地下街株式会社を中心に、各テナント及び接続ビル関係者の参加のもとに、地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者の水防に対する意見や問題点を共通認識することとして行う。

図上訓練の方法は、災害規模、発生場所を図面に表示し、各自定められた任務分担と活動基準に従って図上で活動を展開し、判断力を養う。この図上訓練は(3)の実地訓練に反映させるため、実地訓練の約1週間前を目途として実施する。図上訓練における留意事項は以下のとおりとする。

- ・事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出
(事前に対応すべき事項の抽出)
- ・浸水防止 : 地下空間施設への浸水を防止するためのとるべき行動
- ・情報伝達 : 行政から入る情報をどのように受信するか。情報を正しく従業員等の関係者や地下施設利用者に伝達する方法
- ・避難誘導 : 地下施設利用者が地下空間施設より避難先へ安全に避難するためにとるべき行動
- ・浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動
- ・人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するためのとるべき行動

イ 実地訓練

水害対策本部を構成する各ビル（会社）の主催により、これらのビルに勤務する関係者の参加のもと、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等の模擬演習を行う。

実地訓練の主な項目は以下のとおりとする。

- ・動員訓練・・・・・・・・・・連絡網を通じて所定の場所に動員する
- ・水防対策本部設置訓練・・・・・・・・水防対策本部の人員、資器材
- ・浸水防止訓練・・・・・・・・・・防水板の設置、土嚢の配置訓練
- ・情報収集・伝達訓練・・・・・・・・情報の収集・伝達
- ・避難訓練・・・・・・・・・・避難するための備品配置、避難体制
- ・避難誘導訓練・・・・・・・・・・避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練
- ・救出救護訓練・・・・・・・・・・救出救護訓練

附則

- 1 この計画は、平成18年12月1日から施行する。

附則

- 1 この計画の一部改正は、平成24年3月5日から施行する。

附則

- 1 この計画の一部改正は、平成25年10月17日から施行する。

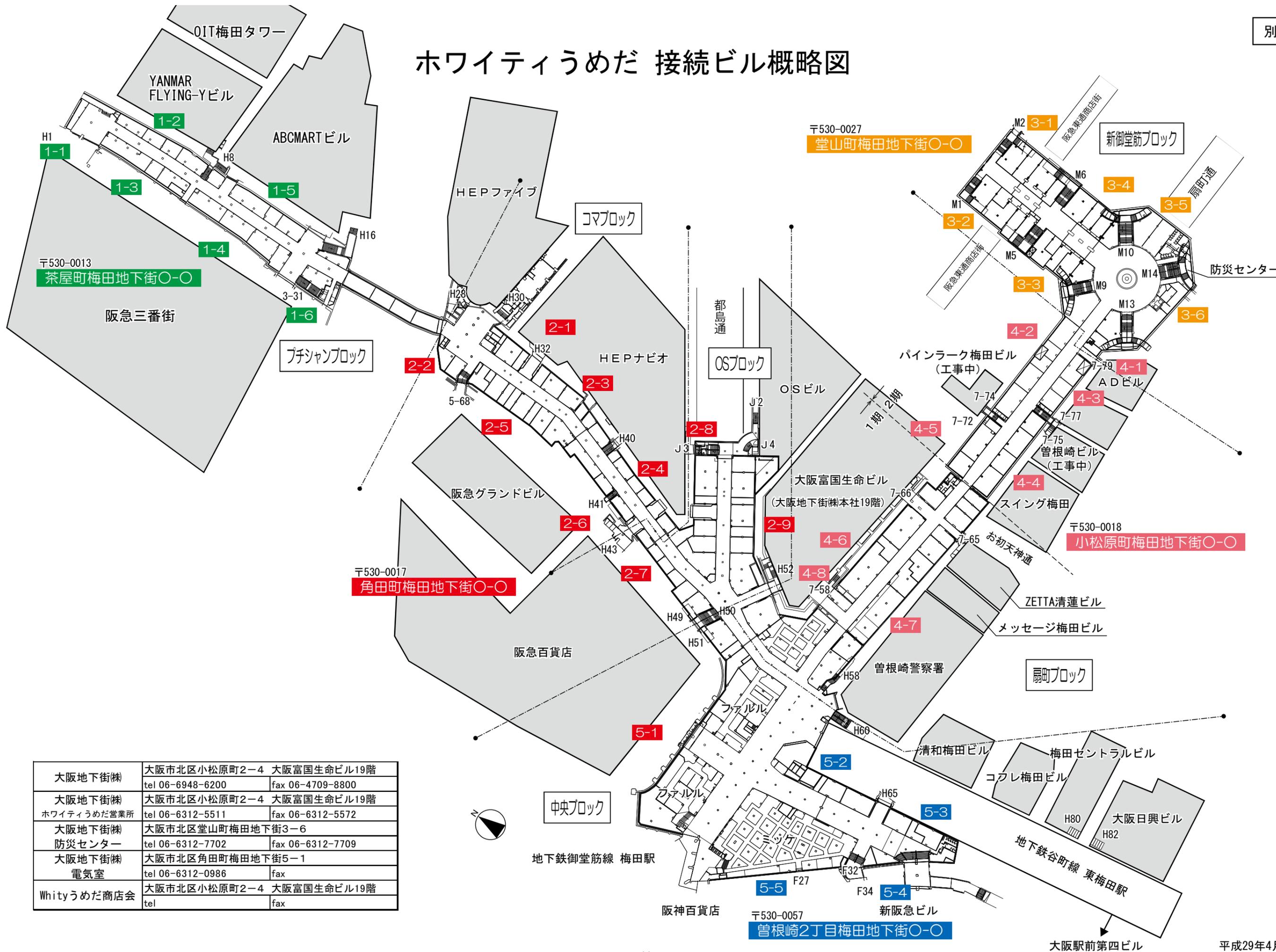
附則

- 1 この計画の一部改正は、平成29年7月26日から施行する。

「自衛水防組織の任務」

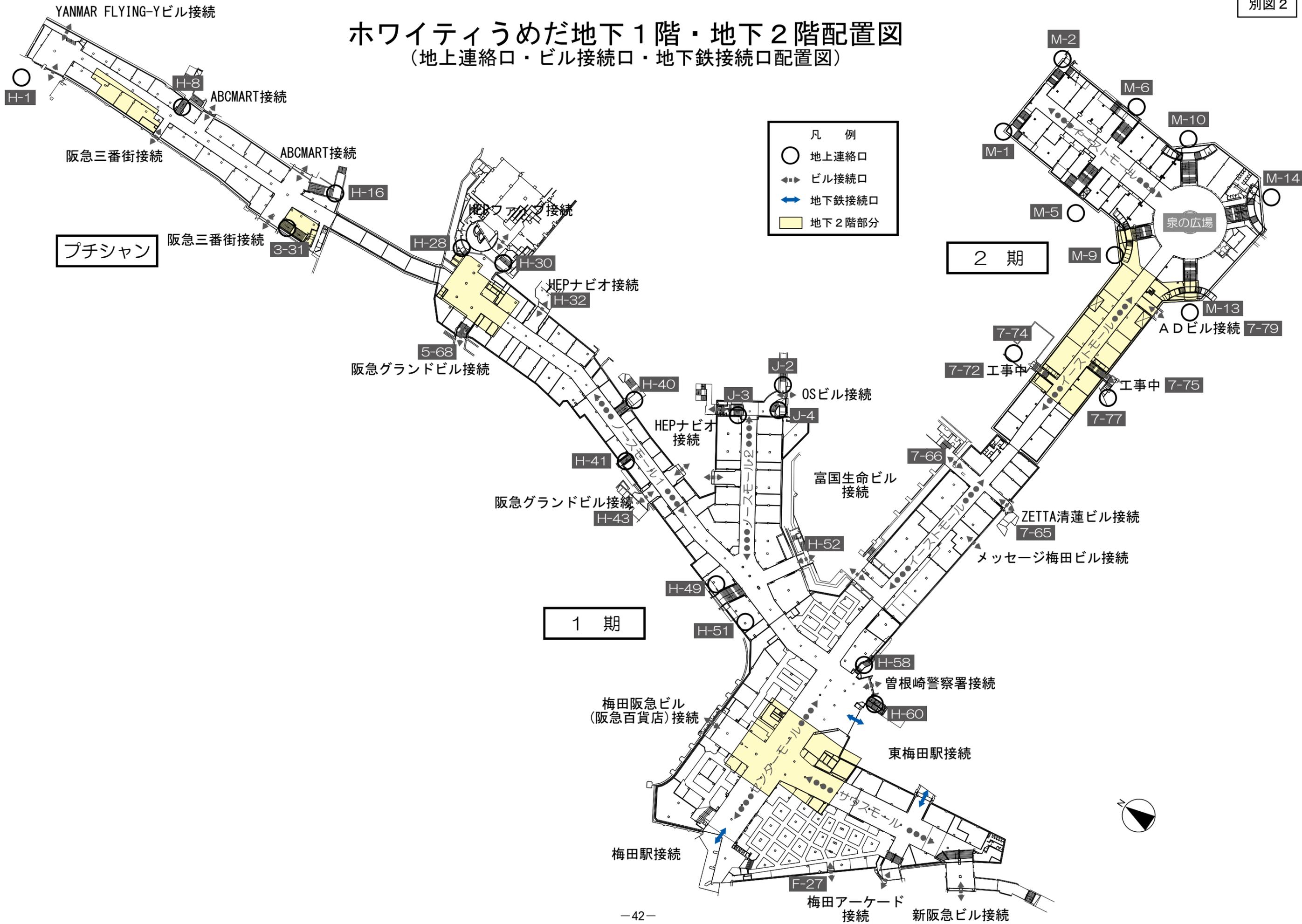
統括防火・防災管理者		
統括防火・防災管理者の代行者		
通報連絡班	役職及び氏名	任 務
	班長： 班員： 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況把握し、119番、110番・その他防災関係機関に連絡 ・ 来街者に対する避難誘導放送、パニック防止広報を実施する ・ 自衛水防隊員や従業員への連絡 ・ 洪水予報等の情報収集 ・ その他通信機器、放送設備を使用した業務を担当
防御班	役職及び氏名	任 務
	班長： 班員： 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する防御活動を実施 ・ 災害の種別に応じた防災資機材を活用 ・ その他防御活動に必要な業務を担当
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長： 班員： 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の実施 ・ 地下街各階段の上下に避難誘導旗を持った隊員を配置し、避難者の安全誘導と街内への立入り制限等にあたる ・ 災害の推移に応じて避難誘導範囲を決定 ・ 状況判断し、避難誘導方向を決定
警戒救護班	役職及び氏名	任 務
	班長： 班員： 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者、被救助者の応急救護を実施 ・ 災害現場の警戒区域を設定して、関係者以外の出入りを制限する ・ 救急隊等公的救護機関との連絡 ・ その他警戒・救護に必要な業務を担当

ホワイトいうめだ 接続ビル概略図

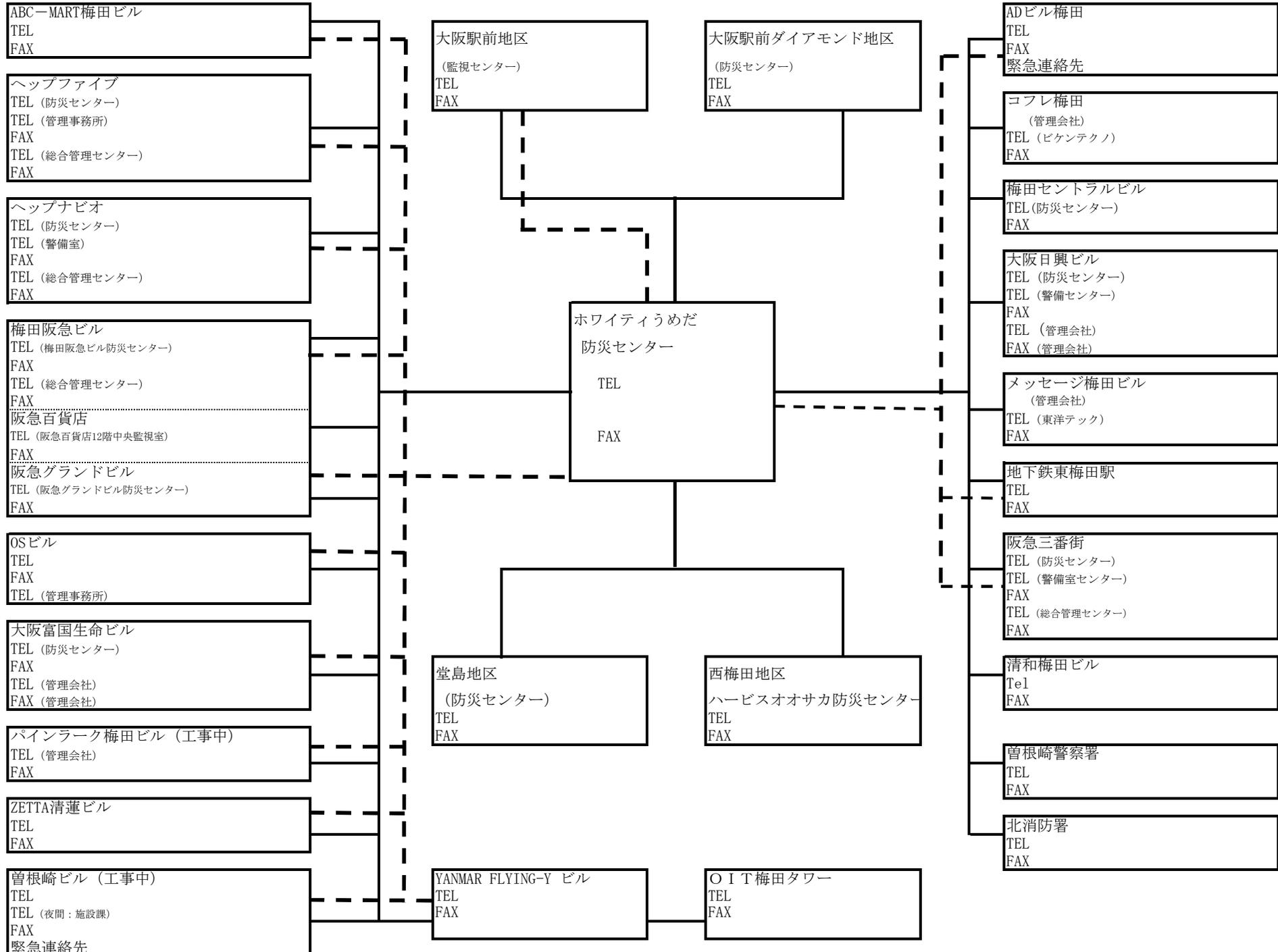


大阪地下街(株)	大阪市北区小松原町2-4 大阪富国生命ビル19階	tel 06-6948-6200	fax 06-4709-8800
大阪地下街(株)	大阪市北区小松原町2-4 大阪富国生命ビル19階	tel 06-6312-5511	fax 06-6312-5572
ホワイトいうめだ営業所			
大阪地下街(株)	大阪市北区堂山町梅田地下街3-6	tel 06-6312-7702	fax 06-6312-7709
防災センター			
大阪地下街(株)	大阪市北区角田町梅田地下街5-1	tel 06-6312-0986	fax
電気室			
Whityうめだ商店会	大阪市北区小松原町2-4 大阪富国生命ビル19階	tel	fax

ホワイトウメだ地下1階・地下2階配置図 (地上連絡口・ビル接続口・地下鉄接続口配置図)

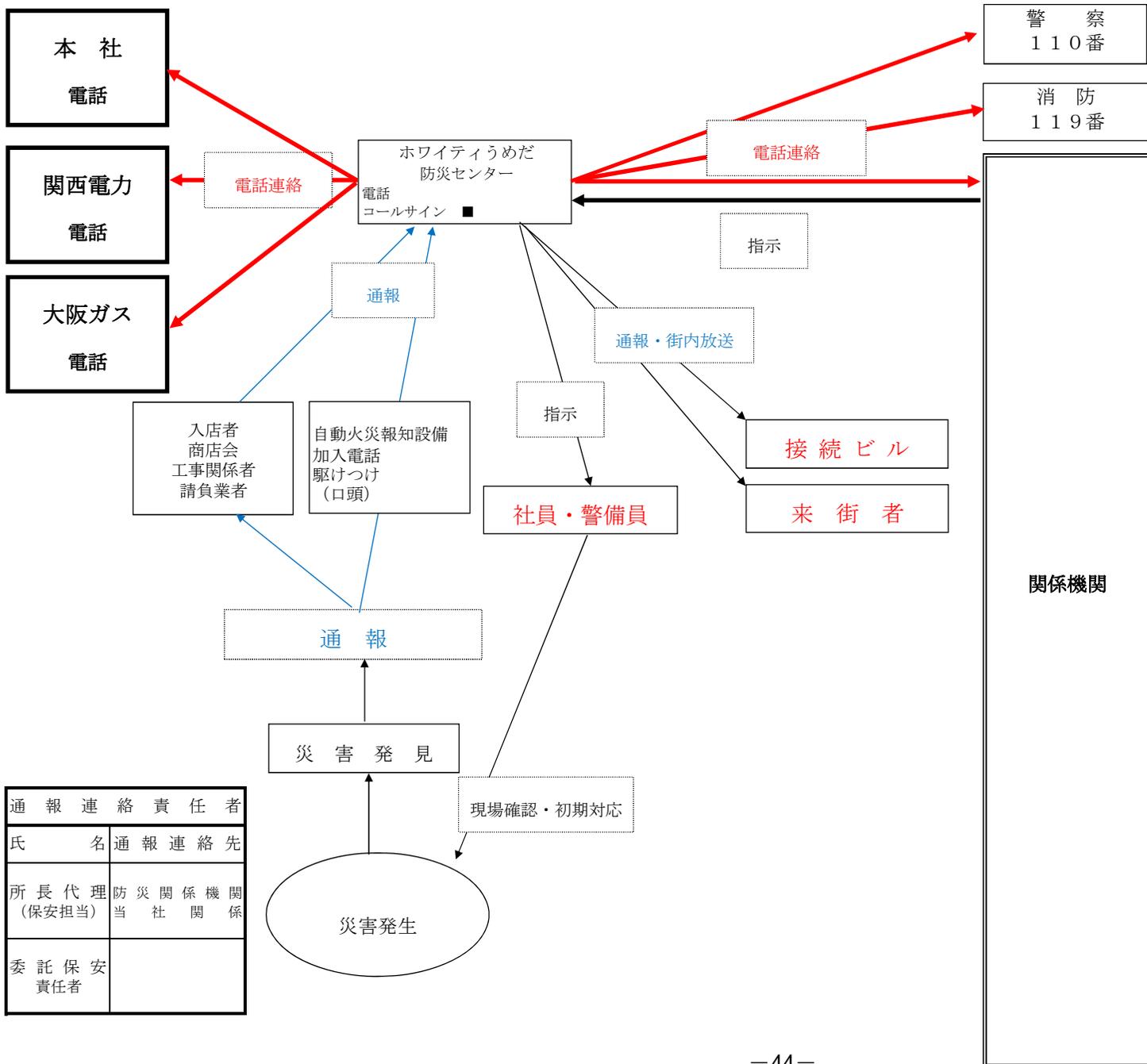


ホワイトティうめだ防災センターと接続ビル等連絡体制



備考： - - - - ホットライン (隣接ビルインターホン) 43-

関係機関への通報連絡表

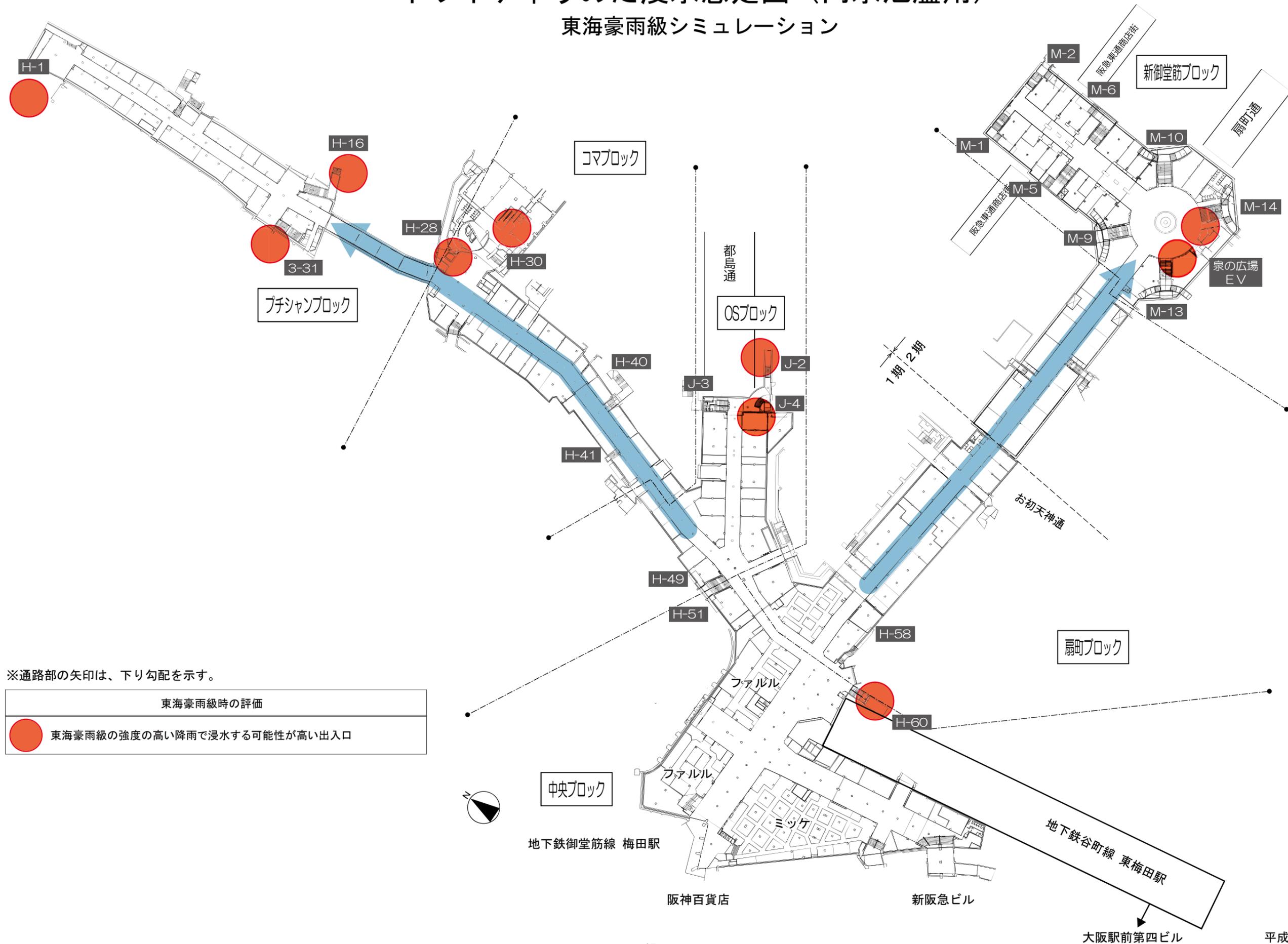


通報連絡責任者	
氏名	通報連絡先
所長代理 (保安担当)	防災関係機関 当社関係
委託保安 責任者	

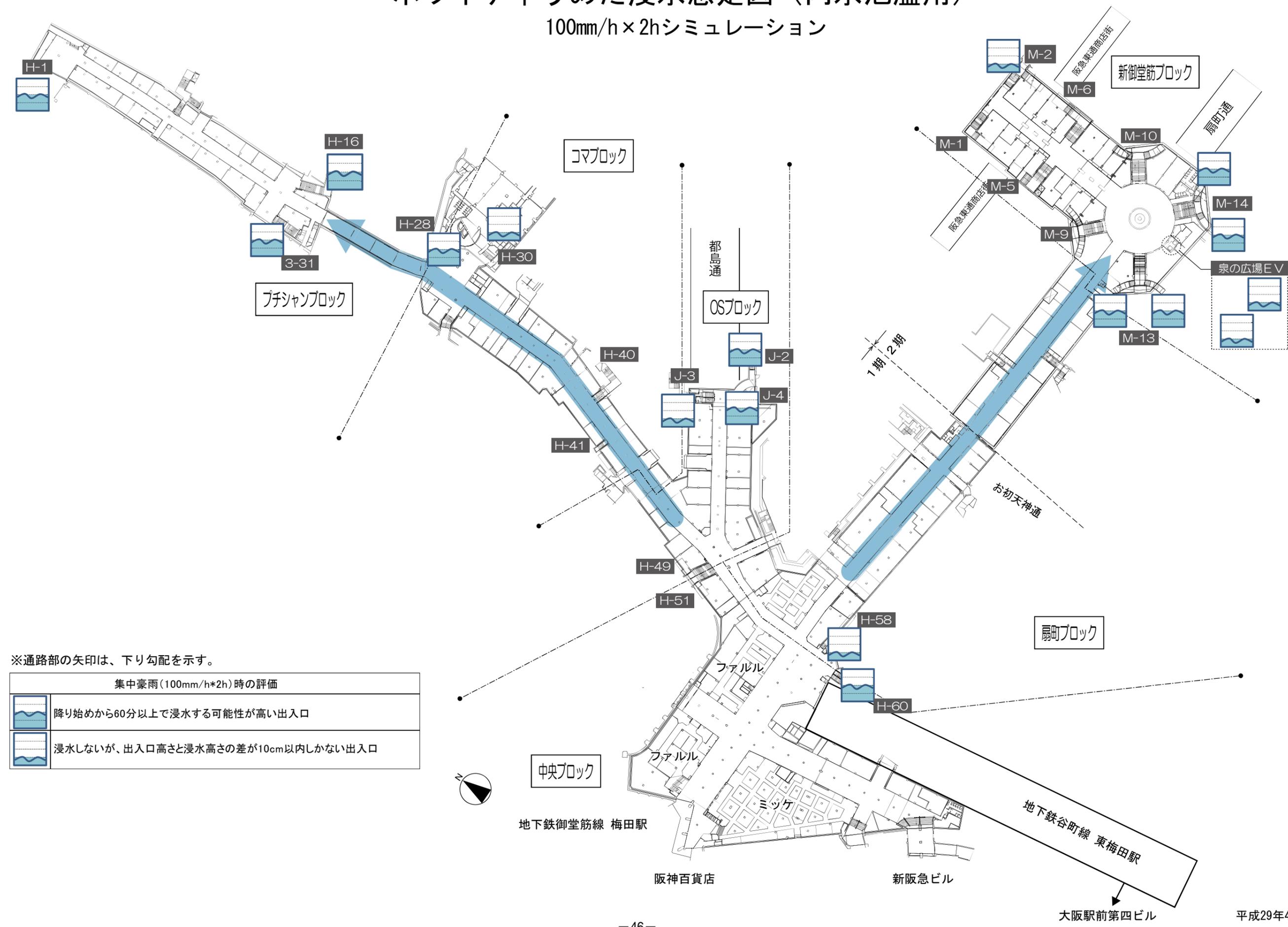
防災機関・市関係・その他

機関名	電話番号
大阪府警本部	
曾根崎警察署	
大阪市消防局	
北消防署	
大阪市危機管理室	
大阪市都市計画局	
大阪市環境局	
大阪市建設局	
建設局海老江工営所	
大阪市交通局	
地下鉄梅田駅	
地下鉄東梅田駅	
大阪市水道局	
水道局豊里営業所	
阪急梅田駅	
阪神梅田駅	
関西電力本店	
関西電力北支店	
関西電力制御所	専用直通電話有り(電気室)
大阪ガス本社	
大阪ガス指令室	専用直通電話有り(防災センター)
ガス漏れ専用	
大林組	緊急時対応組織表による
奥村組	同上
関電ファシリティーズ	同上
会社役員・幹部	別に備え付けの非常呼出簿

ホワイトィうめだ浸水想定図（内水氾濫用） 東海豪雨級シミュレーション

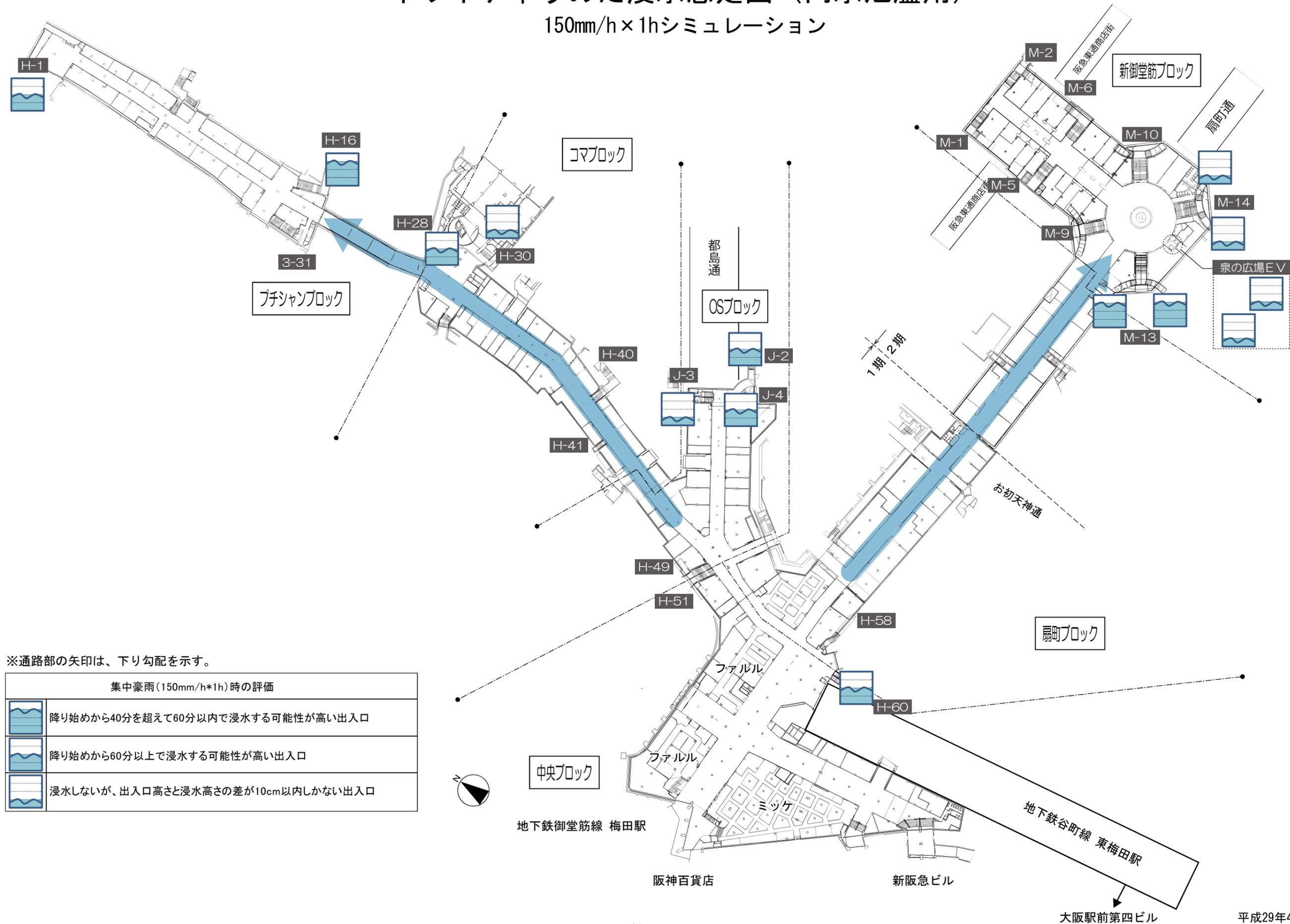


ホワイトィうめだ浸水想定図（内水氾濫用） 100mm/h×2hシミュレーション



ホワイトィうめだ浸水想定図（内水氾濫用）

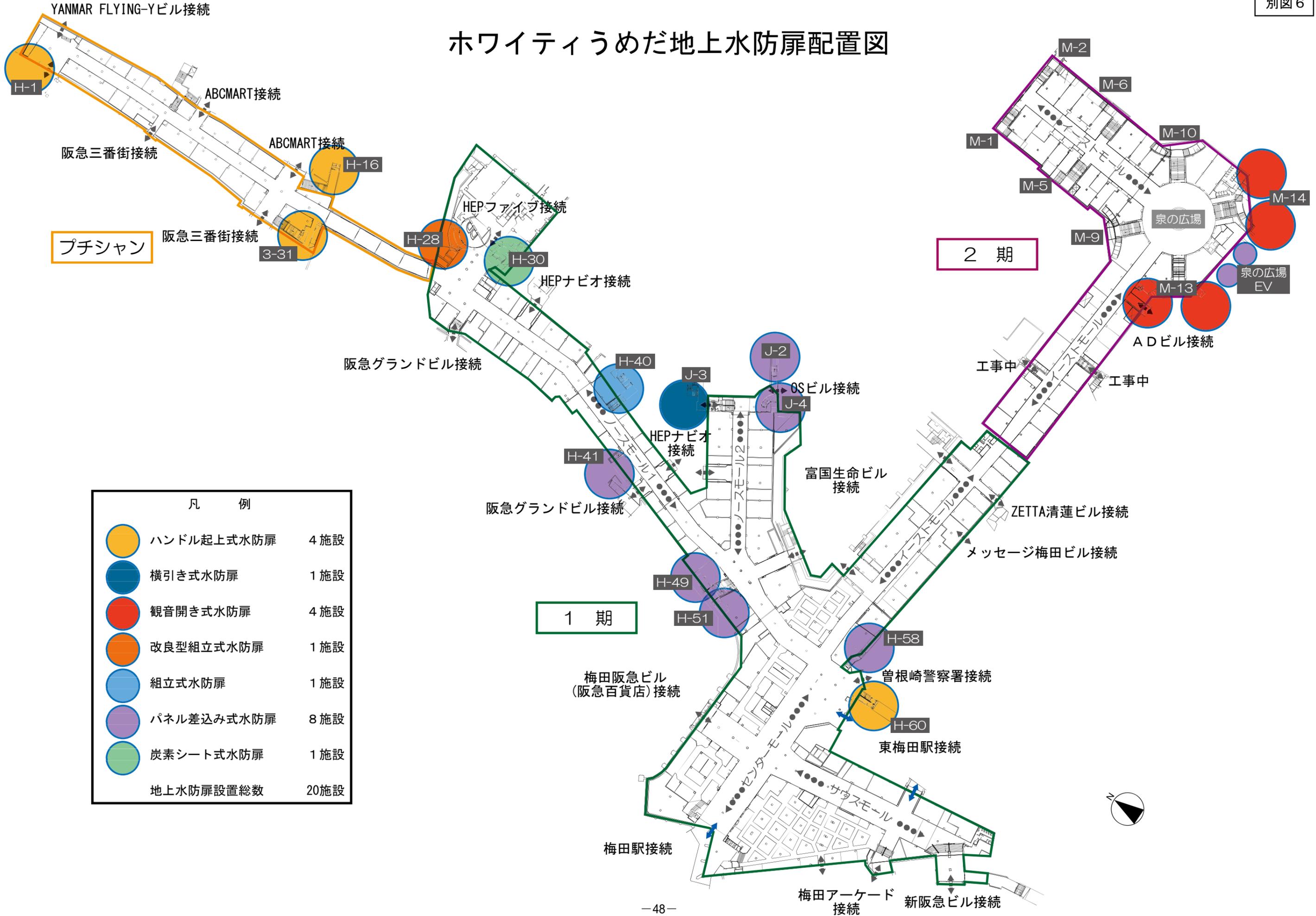
150mm/h×1hシミュレーション



※通路部の矢印は、下り勾配を示す。

集中豪雨(150mm/h*1h)時の評価	
	降り始めから40分を超えて60分以内で浸水する可能性が高い出入口
	降り始めから60分以上で浸水する可能性が高い出入口
	浸水しないが、出入口高さとの差が10cm以内しかない出入口

ホワイトいうめだ地上水防扉配置図



凡 例	
	ハンドル起上式水防扉 4施設
	横引き式水防扉 1施設
	観音開き式水防扉 4施設
	改良型組立式水防扉 1施設
	組立式水防扉 1施設
	パネル差込み式水防扉 8施設
	炭素シート式水防扉 1施設
地上水防扉設置総数 20施設	